

## 令和6年度から愛媛県内で臨床研修を開始する研修医の募集定員の算定方法について

令和6年度から愛媛県内で研修を開始する研修医の募集定員の算定方法について、医師法第16条の3の規定に基づき、医師少数区域等における医師の数の状況、各病院の研修医の受入実績、その他地域の実情等を勘案して、次のとおりとする。

- 1 研修医の募集を行う年度を起点として、当該病院の過去3年間（R3～R5）の研修医の受入実績の最大値＋医師派遣加算を基本定員（＝A）とする。
  - ※ 受入実績には他病院で中断をした再開者の受入実績を含む。
  - ※ 最大値には小児科・産科研修プログラムの募集定員の特例加算分の受入実績を除く。
  - ※ 過去3年間の研修医の受入実績の最大値＋医師派遣加算が0人の場合は、Aを1人とする。
- 2 Aの値の県内の合計値（＝A'）が、厚生労働省が決定した募集定員の配分可能数（＝B）を超える場合は、Aの値を調整する。（＝ $A \times B / A'$ ）
  - ※ 算出した値に少数点以下の端数が生じた場合は四捨五入した値とする。
- 3 病院が希望する募集定員（＝C）が2まで計算した値を下回る場合はCの値とする。
- 4 1において加算する数値については、研修医の募集を行う年度の前年度末の時点において医師派遣等が行われている常勤の医師数が20人以上の場合を1とし、5人増える毎に1を加え、80人以上の場合を13とする。
- 5 4にいう「医師派遣等」とは、次のア～オのすべてを満たす場合とする。
  - ア 以下の①から③までに掲げる場合のいずれかに当てはまること。
    - ① 病院が、当該病院に勤務する医師を外向などにより当該病院以外の受入病院に勤務させる場合
    - ② 病院が、当該病院に勤務経験のある医師を当該病院以外の受入病院との主たる調整役として、当該病院以外の受入病院に勤務させる場合
    - ③ 病院が、労働派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき、地域医療の確保等のために医師を派遣する場合
  - イ 対象となる医師は、医師免許取得後7年以上15年以下の臨床経験を有し、受入病院で常勤として勤務すること。
  - ウ 受入病院で勤務する期間が継続して1年以上3年以下であること。
  - エ 愛媛県保健医療対策協議会や関係する地方公共団体などの意向を踏まえた医師派遣等であること。

オ 開設者が同一の病院間において行われている医師派遣等や、受入病院との相互の交流として行われている医師派遣等ではないこと。

6 小児科・産科研修プログラムの募集定員の特例加算は、4人分を加算する。

7 1～6までの手順で算出した値について、以下の定員調整等を行う。

ア 値が1人の場合、募集定員の下限を2人にするための調整（1人→2人）を行う。

イ 研修体制に不適切な事例（アルバイト診療等）があった場合は、募集定員の減員を行う。

8 1～7までの手順で算出した値が、Bの値に7のアの調整分を加えた値に達していない場合、知事は、Bの値に7のアの調整分を加えた値を超えない範囲で、病院と個々に調整を行い追加して配分することとする。

### 令和6年度から研修を開始する研修医の募集定員 《算定例》

| 病院名  | 病院からの届出(希望)募集定員(C) | 算定方法1、4、5よりAを算出 |     |     |         |        | 実績から算出した定員(A) | 募集定員の配分可能数(B) | ⑦の合計が⑧を越える場合は調整 | ①と⑦(又は⑨)の少ない方の人数 | 小児・産科加算※2 | 2人定員加算等※1 | 県調整前<br>⑩+⑪+⑫ | ⑬に対する増員要望<br>①-⑬ | 県配分案(⑭の調整後) | 合計<br>⑬+⑮ | 【参考】 |   |
|------|--------------------|-----------------|-----|-----|---------|--------|---------------|---------------|-----------------|------------------|-----------|-----------|---------------|------------------|-------------|-----------|------|---|
|      |                    | 3年度             | 4年度 | 5年度 | ②~④の最大値 | 医師派遣加算 |               |               |                 |                  |           |           |               |                  |             |           | ⑬    | ⑭ |
| 〇〇病院 | 6                  | 3               | 3   | 2   | 3       | 0      | 3             | 国通知より調整なし     | 3               | 0                |           | 3         | 3             | 3                | 6           | 7         | △1   |   |
| △△病院 | 2                  | 0               | 0   | 0   | 1       | 0      | 1             |               | 1               | 0                | 1         | 2         | 0             | 0                | 2           | 2         | 0    |   |
| ××病院 | 24                 | 15              | 17  | 20  | 20      | 0      | 20            |               | 20              | 4                |           | 24        | 0             | 0                | 24          | 22        | 2    |   |
| □□病院 | 9                  | 7               | 8   | 6   | 8       | 0      | 8             |               | 8               | 0                |           | 8         | 1             | 1                | 9           | 10        | △1   |   |
| 合計   | 142                | 73              | 74  | 86  | 98      | 13     | 110           | 138           | -               | 110              | 4         | 8         | 122           | 20               | 20          | 142       | 142  | 0 |

少なくとも1人は配分する。

国から示された令和6年度の募集定員の上限(昨年度比6人減)

最大20人追加配分可能  
※138 - 122 + 4  
⑧ ⑬ ⑮